

事例による 資本的支出と修繕費の区分

～関係法令と経理処理のポイントをわかりやすく解説～

□日 時：2019年 9月11日(水) 10:00～17:00 (6H)

□講 師：公認会計士・不動産鑑定士
中小企業診断士・税理士

土屋 晴行 氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□開催にあたって

法人がその有する固定資産の修繕や改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになる金額は修繕費として処理せず、資本的支出となるとされていますが、税法上さまざまな制約があり、会計処理も複雑なものがあります。

本セミナーでは、さまざまな業種における事例に基づく解説を中心にしながら、難解な条文や通達についてもわかりやすく解説し、実務上のポイントについて理解を深めていただきます。

講師の言葉

この事例コースは文字通り、「事例」を中心に解説いたします。セミナーのすすめ方は ①事実関係の確認 ②経理処理の検討 ③関係法令の解説の順でおこないます。

他業種の事例は関係が無いと思われるがちですが、資産区分には業種を超えた原則が働いています。他社の事例の積み上げが、総合的・体系的理解につながり、処理能力、応用力の向上、さらには節税効果にも大きな差が出ます。

講師紹介

公認会計士・不動産鑑定士
中小企業診断士・税理士

土屋 晴行 氏

東京大学経済学部卒業。公認会計士・不動産鑑定士・中小企業診断士として、経営診断や経営指導に活躍。日本公認会計士協会公会計特別委員会委員、同協会東京会税務委員会委員、中小企業基盤整備機構人材育成アドバイザーなどを歴任。主な著書に「バランスシートの読み方練習帳」、「損益計算書の読み方練習帳」、「土地建物の税金Q&A」、「相続贈与の税金Q&A」、「簿記3級・これで合格」、「税務調査・ここに気をつける」(いずれも、こう書房)、「商法がわかった」(法学書院)ほか3点がある。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

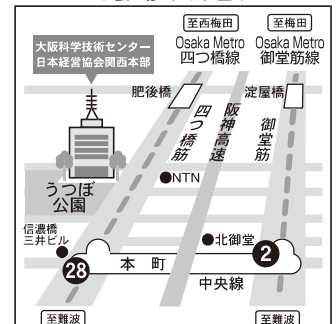
開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

- そ の 他：
- 教材は原則として当日お渡しいたします。
 - ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
 - 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
 - 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：佐々木

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

〈会場案内図〉



□プログラム□

1. 少額の減価償却資産の損金算入

- (1) 少額の減価償却資産の取得価額の判定 (応接セット)
- (2) 少額の減価償却資産の取得価額の判定 (ネオンサイン 他)
- (3) 少額の減価償却資産の取得価額の判定 (ベッド、カーテン)
- (4) 少額の減価償却資産の取得価額の判定 (書類棚)
- (5) 窓ガラスに貼った遮光フィルム
- (6) 製品供給装置の補助パーツ
- (7) 使用可能期間が1年未満の仮設コンベア ほか

2. 減価償却資産の取得価額

- (1) 工事原価に含める費用
- (2) 新工場建設に係る兼任者の人件費
- (3) 新工場建設に係る費用
- (4) 新規取得建物の資産計上と経費処理の範囲
- (5) 新規設備装置のための仮設足場
- (6) 工事のための仮設事務所 ほか

3. 資本的支出と修繕費の実質基準

- (1) 資本的支出と修繕費の実質的判定
- (2) 外壁の塗装
- (3) オーバーホールと使用可能期間の延長
- (4) 屋根を瓦からスレートに変更
- (5) 社宅の改装工事
- (6) 施工時期が異なるウォッシュレット取付工事
- (7) ボイラー用ノズルの交換
- (8) 機能アップした低価額品
- (9) 木製の雨戸をアルミ製に取替え
- (10) リース車輛に取り付けた排気ガス対策装置 ほか

4. 資本的支出と修繕費の区分が明らかなもの

- (1) レイアウト変更による空調機の移設
- (2) 生産設備の移設
- (3) 工場建て替えにともなう機械の移設
- (4) 事務所内の一室の用途変更
- (5) 寮から社宅への用途変更 ほか

5. 資本的支出と修繕費の社内取扱基準

- (1) 社内取扱基準の作り方 ほか

6. 資本的支出と修繕費の形式基準

- (1) 定期的に改装する店舗の費用
- (2) ヘリコプターの定期点検
- (3) オーバーホールの費用
- (4) 社宅の改造費
- (5) 社宅給水管の新規取付け
- (6) 貸借建物の全面的な屋根の葺替え
- (7) 貸借店舗の外壁面の補修
- (8) ショールームの定期的な改装工事
- (9) スチール製シャッターから高速シートシャッターへの変更
- (10) 物流センターの改修工事
- (11) 使用期間も金額も違う交換部品 ほか

7. 除却

- (1) タンクの計装機器の取替え
- (2) 機械装置の有姿除却
- (3) 有姿除却のスクラップ価額の見積り
- (4) 除去額が不明な資産の処理
- (5) 建物付属設備の電気設備の資産単位
- (6) 有姿除去した資産の再利用 ほか

8. 質疑応答

★当日は、さまざまな業種の実例をまとめた『質疑応答集』と『関連法令集』をテキストとして配布します。

(4)

キ……リ……ト……リ……線……

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ (佐々木) 宛

NOMA 「実例による 資本的支出と修繕費の区分」参加申込書 (3473)		2019.9/11 32,400/37,800
(フリガナ) 会社名： 団体名	TEL () — FAX () —	ご派遣責任者：
(フリガナ) (〒) 所在地：		所属・役職：
参加者氏名	所属・役職名	●お支払い方法 [通信欄] <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他
(フリガナ)		
(フリガナ)		
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 []		ご請求先 (ご担当) _____ (ご所属)

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要